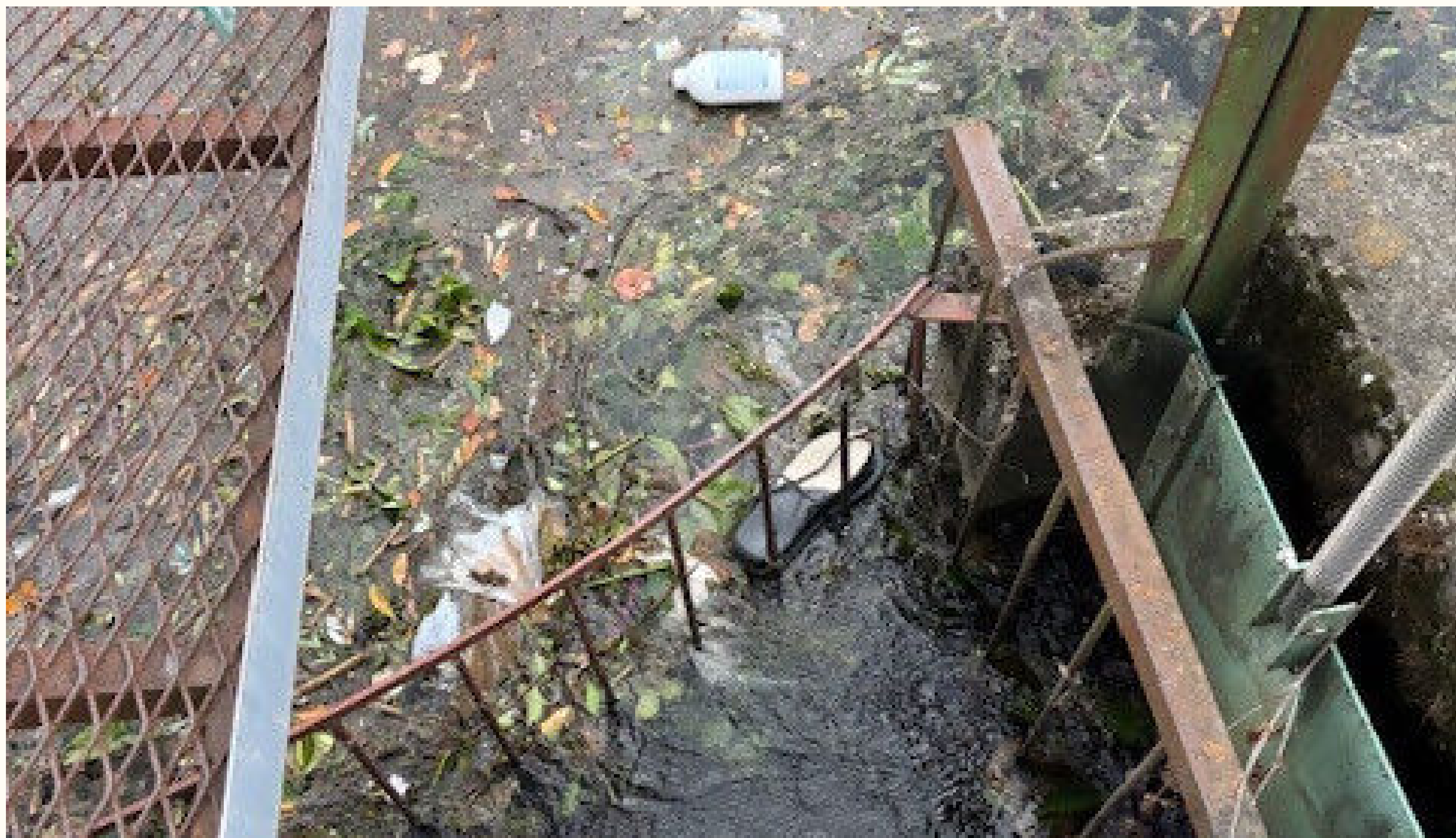


農業用水路に草やゴミを 捨てないで！

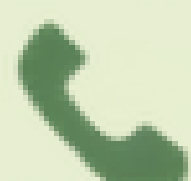
草刈り作業による刈り草や生活ごみが農業用水路に流れている様子が多く見かけられます。農業用水路に流れた草やごみは、水路の途中や下流に設置されている堰に詰まってしまい、下流の耕作者や住民の方の迷惑になります。

また、多量の雨が降ったときに、堰が詰まっていると、水路の水があふれ、住宅に流れ込み水害を引き起こす恐れがあります。

皆様が気持ちよくお使いいただくためにも、草やごみは、水路に捨てるのではなく、適正な方法で処分いただきますようお願いします。



水路や川にゴミや草を捨てる行為は、法律上「不法投棄」に該当する場合があります。不法投棄を行った場合、個人は5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、あるいはその両方が科される可能性があります。



お問い合わせ

【水路管理】 小舟渡土地改良区

TEL 50-3548

【不法投棄】 永平寺町住民税務課

TEL 61-3945